

令和 6 年 5 月 20 日

農 林 水 産 省

【農林水産省・林野庁・水産庁】国の機関における職員の給与の
男女の差異の情報公表（令和 4 年度）の一部修正について

これまで農林水産省のホームページに掲載しておりました「【農林水産省・林野
庁・水産庁】国の機関における職員の給与の男女の差異の情報公表（令和 4 年度）」
について、一部内容を修正しましたので、以下のとおりお知らせします。
なお、現在は、修正後の資料を掲載しております。

＜修正内容＞

令和 4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表【水産庁】資料のうち、以下を修
正。

【修正部分】	
1. 全職員に係る情報	
職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.3 %
全職員	78.3 %
2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報	
* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給 表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。	
(1) 役職段階別	
役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	88.5 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.4 %
係長相当職	85.5 %